

こまつスマイルコーナー募集要領

第1 趣旨

こまつスマイルコーナーは、町内会、校下その他地域住民のみなさんの活動の映像を募集し、応募のあった映像をテレビ小松が運営するケーブルテレビを通じて放映する情報提供番組です。

この要領は、こまつスマイルコーナーの映像の募集について必要な事項を定めるものです。

第2 募集映像

動画及び静止画（写真）を募集します。

第3 応募の方法

- 1 こまつスマイルコーナーに、映像の放映を申請する場合は、こまつスマイルコーナー放映申請書を提出してください。
- 2 撮影した映像は、DVD、USB メモリー等にて、申請書とあわせて提出してください。
- 3 静止画のみ、メールでの申請も可能です。（6MBまで）
- 4 希望の放映の週がある場合は、放送を希望する週の木曜日の10日前までに提出してください。

第3 映像について

◆動画部門

- 1 応募いただく動画は、5分程度でお願いします。5分より短くても構いません。
- 2 応募いただく映像に放映を見た方がどのような映像かわかるように、タイトルを入れてください。

◆静止画部門

- 1 応募いただく静止画は、L判サイズを目安にしてください。
- 2 タイトル・応募理由等を簡潔に記入してください。
- 3 1回の放映で、一人5枚までの応募が可能です。

◆部門共通

- 1 応募された映像（動画・静止画）の著作権は、小松市とこまつNPOセンターと申請者すべてに帰属します。

- 2 申請した映像（動画・静止画）は、申請者が責任をもって申請していただきますようお願いいたします。映像に写っている方の放映の了承や著作権など配慮願います。

【注意】 音楽を使用する場合、自ら作成したオリジナルソングを使用するか、著作権フリーのCDを使用してください。

- 5 法令違反、公序良俗に反するもの、そのおそれがあるものなどは放映できません。

第4 放映のお知らせ

- 1 応募いただいた映像の放映予定日については、後日お知らせします。
- 2 お知らせは、申請書のメールアドレス宛にお知らせします。メールアドレスがない場合は、次の順序によりお知らせします。
 - (1) FAX
 - (2) 文書（FAX がない場合）
- 3 申請から放映まで日数の少ない場合等は、お知らせできないことがあります。

第5 放映について

- 1 応募のあった静止画については、こまつスマイルコーナー内「こまつ“にこにこ”写真館」において、放映します。
- 2 スマイルコーナーの放映は、隔週木曜日が更新日となります。1日7回程度の放映です。
- 3 映像の放映の順序は、テレビ小松と協議の上決定させていただきます。
- 4 希望された放映日の週に必ず放映されるとは限りません。
- 5 放映の希望の週を超えて放映をする場合もあります。
- 6 放映のお知らせをした場合でも都合により急きょ放映されない場合があります。
- 7 放映時間を超えて応募がある場合は、次の順序により優先して放映します。
 - (1) 町内会、校下その他地域、各種団体の活動に係るもの
 - (2) 事業者の本市における営利を目的としない社会貢献活動に係るもの
 - (3) 本市及び本市の関係機関に関するもの
 - (4) 本市住民、団体の思い出、自慢、愉快的映像その他本市を元気にすると認められるもの